

# (仮称) 箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例 (素案)

## 目次

### 前文

### 第一章 総則 (第一条—第八条)

### 第二章 意思疎通手段の利用環境の整備等 (第九条—第十五条)

### 第三章 雑則 (第十六条)

### 附則

障害者の情報取得及び意思疎通を促進する

障害者は、視覚障害、聴覚障害及び言語機能又は音声機能の障害等を含

む身体障害並びに知的障害並びに発達障害を含む精神障害等の特性に応じ、

多様な意思疎通のための手段を必要としているが、そのことに対する周囲の

理解は十分でなく、選択の機会は十分に確保されておらず、多くの障害者は、

不便や不安を感じながら生活している。

我が国では、障害者の権利に関する条約の趣旨に沿った障害者施策の推進

を図るため、障害者基本法 (昭和四十五年法律第八十四号) において、「全て

障害者は、可能な限り、言語 (手話を含む。) その他の意思疎通のための手段に

ついでに、<sup>せんたく きかい かくほ</sup>選択の機会が確保されるとともに、<sup>じょうほう しゅとくまた りよう</sup>情報の取得又は利用のための手段<sup>しゅだん</sup>  
についての<sup>せんたく きかい かくだい ほか</sup>選択の機会の拡大が<sup>きてい</sup>図られること。」と規定された。

<sup>みの おし</sup>箕面市は、<sup>すべ</sup>全ての人々が<sup>ひとびと ささ あ</sup>支え合い、<sup>とも い</sup>共に生き、<sup>とも く</sup>共に暮らす<sup>しゃかい</sup>社会こそが<sup>あ</sup>当たり前<sup>まえ</sup>  
の<sup>しゃかい</sup>社会であるという<sup>すいしん</sup>ノーマライゼーションのまちづくりを<sup>すいしん</sup>推進している。この  
<sup>りねん もと</sup>理念に基づき、<sup>しょうがい う む</sup>障害の有無にかかわらず、<sup>すべ</sup>全ての人々が<sup>ひと あ</sup>当たり前に、<sup>まえ</sup>自らが<sup>みずか</sup>望む<sup>のぞ</sup>  
<sup>い しそつう</sup>意思疎通のための手段の<sup>しゅだん</sup>選択の<sup>せんたく きかい かくほ</sup>機会が確保され、<sup>にちじょうせいかつまた</sup>日常生活又は<sup>しゃかいせいかつ</sup>社会生活の中で<sup>なか</sup>  
<sup>じょうほう しゅとく りよう</sup>情報を取得し、利用し、また、<sup>い しそつう ほか</sup>意思疎通を図ることができる<sup>しゃかい</sup>社会を<sup>めざ</sup>目指し、こ  
<sup>じょうれい</sup>の<sup>せい</sup>条例を制定するものである。

## <sup>だいいっしょう</sup>第一章 <sup>そうそく</sup>総則

### <sup>もくてき</sup>(目的)

<sup>だいいちじょう</sup>第一条 この<sup>じょうれい</sup>条例は、<sup>しょうがい とくせい おう</sup>障害の特性に応じた<sup>い しそつう</sup>意思疎通のための手段<sup>しゅだん</sup>についての  
<sup>きほんりねん</sup>基本理念を定め、<sup>さだ</sup>市の<sup>し</sup>責務並びに<sup>せきむなら</sup>市民及び<sup>しみんおよ</sup>事業者等の<sup>じぎょうしゃとう</sup>役割を<sup>やくわり</sup>明らかにするこ  
とで、それぞれが<sup>しょうがいしゃ</sup>障害者の<sup>い しそつう</sup>意思疎通に関する<sup>かん</sup>社会的障壁の<sup>しゃかいてきしょうへき</sup>除去に<sup>じよきよ</sup>努め、<sup>つと</sup>  
<sup>しょうがい とくせい おう</sup>障害の特性に応じた<sup>い しそつう</sup>意思疎通のための手段<sup>しゅだん</sup>を利用し<sup>りよう</sup>やすい<sup>かんきょう</sup>環境を<sup>こうちく</sup>構築し、  
<sup>すべ</sup>もって<sup>ひとびと ささ あ</sup>全ての人々が<sup>とも い</sup>支え合い、<sup>とも く</sup>共に生き、<sup>ちいきしゃかい</sup>共に暮らす<sup>じつげん</sup>地域社会を実現すること  
<sup>もくてき</sup>を目的とする。

ていぎ  
(定義)

だいにじょう じょうれい つぎ かくごう かか ようご いぎ とうがいかくごう さだ  
第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め  
るところによる。

いち しょうがいしゃ しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はったつしょうがい ふく た  
一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他

しんしん きのう しょうがい い か しょうがい そうしょう もの しょうがい  
の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害

およ しゃかいてきしょうへき けいぞくてき にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうどう せいげん う  
及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受

ける状態にあるものをいう。

に しゃかいてきしょうへき しょうがい もの にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ いとな うえ  
二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上

で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のも  
のをいう。

さん いしそつうしゅだん しゅわ ようやくひっきとう もじ ひょうじ ひつだん てんじ かくだいも じ  
三 意思疎通手段 手話、要約筆記等の文字の表示、筆談、点字、拡大文字、

おんせい ろうどく だいどく だいひつ しょうかく つか いしそつう へいいい ことば たしょうがいしゃ  
音声、朗読、代読、代筆、触覚を使った意思疎通、平易な言葉、その他障害者

が日常生活及び社会生活において使用する意思疎通の手段をいう。

よん じぎょうしゃとう しな い じむしょまた じぎょうしょ ゆう じぎょう おこな こじんおよ ほうじん  
四 事業者等 市内に事務所又は事業所を有し、事業を行う個人及び法人そ

の他の団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

ご がっこうとう がっこうきょういくほう しょうわにじゅうにねんほうりつだいにじゅうろくごう だいいちじょう きてい  
五 学校等 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する

がっこう どうほうだいひやくにじゅうよんじょう きてい せんしゅうがっこう こうとうかてい お かぎ  
学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程を置くものに限

る。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一

こう きてい ほうくしょ しゅうがくまえ こ かん きょういく ほうくどう そうごうてき  
項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な

ていきょう すいしん かん ほうりつ へいせいじゅうはちねんほうりつだいななじゅうななごう だいに じょうだいろくごう  
提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に

きてい にんてい えんおよ こ こそだ しえんほう へいせいにじゅうよねんほうりつだいなな  
規定する認定こども園及び子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第

ろくじゅうごごう だいななじょうだいごごう きてい ちいきがたほいくじぎょう おこな じぎょうしょ  
六十五号）第七条第五項に規定する地域型保育事業を行う事業所をいう。

ろく ごうりてき はいりょ しょうがいしゃ た もの びょうどう きそ すべ じんけんおよ  
六 合理的な配慮 障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び

きほんてきじゅう きょうゆう また こうし かくほ ひつよう てきとう  
基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な

へんこうおよ ちょうせい とくてい ばあい ひつよう  
変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、か

つ、 ぎんこう しつ また かど ふたん か  
均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

なな い しそつうしえんしゃ しゅわつうやくしゃ ようやくひつきしゃ てんやくしゃ おんやくしゃ もう しゃむ  
七 意思疎通支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者、盲ろう者向

けつうやく かいじょいん だいどくだいひつしゃ たしょうがい とくせい おう いしそつう  
け通訳・介助員、代読代筆者その他障害の特性に応じた意思疎通のための

しゅだん もち しょうがいしゃ いしそつう しえん もの  
手段を用いて障害者の意思疎通を支援する者をいう。

はち さいがい さいがいたいさくきほんほう しょうわさんじゅうろくねんほうりつだいにひやくにじゅうさんごう だいに じょうだいいち  
八 災害 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第一

ごう きてい さいがい  
号に規定する災害をいう。

## きほんりねん (基本理念)

だいさんじょう いしそつうしゅだん せんたく りょう きかい かくほ しみん しょうがい うむ  
第三条 意思疎通手段の選択と利用の機会の確保は、市民が障害の有無にか

かわらず そうご ちが りかい こせい じんかく たが そんなちよう  
かわらず相互の違いを理解し、その個性と人格とを互いに尊重することを

きほん おこな  
基本として行われなければならない。

2 いしそつうしゅだん りょう ひと ゆう しょうがい とくせい おう いしそつう  
意思疎通手段を利用する人が有している障害の特性に応じて意思疎通を

えんかつ はか けんり さいだいげんそんちょう  
円滑に凶る権利は、最大限尊重されなければならない。

## し せきむ (市の責務)

だいよんじょう し ぜんじょう きほんりねん つぎ かか しさく すいしん  
第四条 市は、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。

いち い しそつうしゅだん たい し しみんおよ じぎょうしゃとう りかい そくしん しさく  
一 意思疎通手段に対する市民及び事業者等の理解を促進するための施策

に しょうがいしゃ い しそつうしゅだん せんたく りよう きかい かくほ じょうほう しゅとく  
二 障害者が意思疎通手段を選択して利用する機会が確保され、情報を取得

し、利用することができる環境の整備を促進する施策

さん し しゅさい ぎょうじとう い しそつうしえんしゃ はいち すす しさく  
三 市が主催する行事等において、意思疎通支援者の配置を進める施策

よん さいがい たひじょう じたい ばあい しょうがいしゃ たい あんぜん かくほ  
四 災害その他非常の事態の場合において、障害者に対しその安全を確保す

るため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるようにするための施策

## し しみん やくわり (市民の役割)

だいごじょう し しみん つぎ かくごう かか じこう つと  
第五条 市民は、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

いち い しそつうしゅだん たい りかい ふか  
一 意思疎通手段に対する理解を深めること。

に しょうがいしゃ い しそつうしゅだん せんたく りよう きかい かくほ じょうほう  
二 障害者が、意思疎通手段を選択して利用する機会が確保され、情報を

取得し、利用することが、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要

ふかけつ りかい  
不可欠であることを理解すること。

さん そうご い しそつうしゅだん りよう そんちょう  
三 相互に意思疎通手段を利用することを尊重すること。

よん い しそつうしゅだん ふきゅうおよ りよう そくしん かか し しさく きょうりょく  
四 意思疎通手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力すること。

#### じぎょうしゃとう やくわり (事業者等の役割)

だいろくじょう じぎょうしゃとう つぎ かくごう かか じこう つと  
第六条 事業者等は、次の各号に掲げる事項に努めるものとする。

いち い しそつうしゅだん たい りかい ふか  
一 意思疎通手段に対する理解を深めること。

に しょうがいしゃ い しそつうしゅだん せんたく りよう きかい かくほ じょうほう  
二 障害者が、意思疎通手段を選択して利用する機会が確保され、情報を

しゅとく りよう しょうがいしゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ ひつよう  
取得し、利用することが、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要

ふかけつ りかい  
不可欠であることを理解すること。

さん しょうがいしゃ い しそつうしゅだん りよう ごうりてき はいりょ おこな  
三 障害者が意思疎通手段を利用できるよう、合理的な配慮を行うこと。

よん い しそつうしゅだん ふきゅうおよ りよう そくしん かか し しさく きょうりょく  
四 意思疎通手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力すること。

#### いけん ちょうしゅ (意見の聴取)

だいななじょう し ししょうがいふくしけいかくとう さくていまた へんこう きかい だいよんじょうかく  
第七条 市は、市障害福祉計画等の策定又は変更の機会において、第四条各

ごう きてい しさく ないよう けんとうおよ みなお おこな あ しょうがいしゃなら  
号に規定する施策の内容の検討及び見直しを行うに当たり、障害者並びに

た かんけいしゃおよ かんけいだんたい いけん き  
その他の関係者及び関係団体の意見を聴くものとする。

#### ざいせいじょう そち (財政上の措置)

だいはちじょう し だいよんじょうかくごう きてい しさく すいしん よさん はんい  
第八条 市は、第四条各号に規定する施策を推進するため、予算の範囲内にお

ひつよう ざいせいじょう そち ごう  
いて、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

だいにしょう いしそつうしゅだん りようかんきょう せいびとう  
第二章 意思疎通手段の利用環境の整備等

いしそつうしゅだん まな きかい ていきょう  
(意思疎通手段を学ぶ機会の提供)

だいきゅうじょう し いしそつうしゅだん たい りかい ふか りよう かんきょう  
第九条 市は、意思疎通手段に対する理解を深め、その利用しやすい環境を

せいび かんけい きかん きょうりよく しみんおよ じぎょうしゃとう いしそつうしゅだん まな  
整備するため、関係機関と協力し、市民及び事業者等に意思疎通手段を学ぶ

きかい ていきょう つと  
機会を提供するよう努めるものとする。

がっこうとう いしそつうしゅだん たい りかい そくしん  
(学校等による意思疎通手段に対する理解の促進)

だいいちじょう し がっこうとう いしそつうしゅだん たい りかい そくしん はか きかい ていきょう  
第十条 市は、学校等が意思疎通手段に対する理解の促進を図る機会を提供

するため、学校等に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援を行  
うものとする。

じぎょうしゃとう いしそつうしゅだん たい りかい そくしん  
(事業者等による意思疎通手段に対する理解の促進)

だいいちいちじょう し じぎょうしゃとう いしそつうしゅだん たい りかい そくしん はか きかい  
第十一条 市は、事業者等が意思疎通手段に対する理解の促進を図る機会を

かくほ じぎょうしゃとう たい じょうほう ていきょう ぎじゅつてき じょげん たひつよう  
確保するため、事業者等に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な

しえん おこな  
支援を行うものとする。

いしそつうしゅだん じょうほうはっしんとう  
(意思疎通手段による情報発信等)

だいいちじょう し ししゅさい ふとくていたすう さんかしゃ たいしょう ぎょうじとう  
第十二条 市は、市が主催する不特定多数の参加者を対象とする行事等にお

いて、手話及び要約筆記等の意思疎通手段による情報発信が必要であると市

ちょう はんだん ばあい い しそつうしえんしゃ はいち  
市長が判断した場合は、意思疎通支援者を配置するものとする。

2 市は、市が作成する広報紙等について、点字又は音声媒体による情報提供  
おこな  
を行うものとする。

3 市は、市が作成する個人を対象とする通知文書等について、点字による  
じょうほうていきょう おこな つと  
情報提供を行うよう努めるものとする。

4 市は、障害者が市の機関又は窓口において手続、相談等を行うときは、  
しょうがい とくせい おう い しそつうしゅだん りよう ひつよう そ ち  
障害の特性に応じた意思疎通手段を利用することができるよう、必要な措置  
こう  
を講ずるものとする。

い しそつうしえん  
(意思疎通支援)

だいじゅうさんじょう し しょうがいしゃ いりよう きかん じゅしん どう しょうがいしゃ にちじょうせいかつ  
第十三条 市は、障害者が医療機関を受診するとき等、障害者の日常生活

およ しゃかいせいかつ しゅ わおよ ようやくひつきどう い しそつう しえん ひつよう  
及び社会生活において手話及び要約筆記等の意思疎通の支援が必要であると

しちょう はんだん ばあい い しそつうしえんしゃ はげん おこな  
市長が判断した場合は、意思疎通支援者の派遣を行うものとする。

い しそつうしえんしゃ はいちしえん  
(意思疎通支援者の配置支援)

だいじゅうよんじょう し しょうがいしゃだんたいどう しゅさい ぎょうじどう どうがいぎょうじどう  
第十四条 市は、障害者団体等が主催する行事等において、当該行事等が

しょうがいしゃ しゃかいさんか そくしん し しちょう はんだん ばあい  
障害者の社会参加の促進に資するものであると市長が判断した場合は、

しゅ わつうやくしゃおよ ようやくひつきしゃどう い しそつうしえんしゃ はいち しえん  
手話通訳者及び要約筆記者等の意思疎通支援者の配置を支援するものとする。

い し そつうしえんしゃ かくほ ようせい  
(意思疎通支援者の確保と養成)

だいじゅうごじょう し かんけいき かん きょうりよく しゅ わつうやくしゃおよ ようやくひつきしゃとう い し  
第十五条 市は、関係機関と協力し、手話通訳者及び要約筆記者等の意思

そつうしえんしゃ かくほ ようせい つと  
疎通支援者の確保と養成に努めるものとする。

だいさんしやう ざっそく  
第三章 雑則

いにん  
(委任)

だいじゅうろくじょう じやうれい しこう かん ひつよう じこう しちょう さだ  
第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

ふ そく  
附 則

じやうれい れいわ ねん がつ にち しこう  
この条例は、令和 年 月 日から施行する。